

原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成20年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成30年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する40万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、令和5年12月6日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金260万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年1月17日

（仲介委員 鈴木 修司）

共通(自主的避難等対象区域以外)

(別紙)

申立人 X1様について 令和〇年(東)第〇号事件				
損害項目		期間	一部和解金額	備考
検査費用(人)				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	日常生活阻害慰謝料(第五次追補第2の2)		2017年6月～2018年3月	1,000,000円
	増額事由(第五次追補第2の4)	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害(第五次追補第2の1)		①本件事故発生から6ヶ月間	300,000円
	生活基盤喪失・変容による精神的損害(第五次追補第2の2)			①福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難:30万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害(第五次追補第2の2)			
	健康不安に基礎を置く精神的損害(第五次追補第2の3)			
自主的避難等に係る損害(子供・妊婦)				
自主的避難等に係る損害(子供・妊婦以外)(第五次追補第3)				
就労不能損害				
営業損害				
検査費用(物)				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
		一部和解合計額	1,300,000円	

支払額	1,300,000円
-----	------------

(別紙)

申立人 X2様について 令和〇年(東)第〇号事件				
損害項目		期間	一部和解金額	備考
検査費用(人)				
避難費用				
一時立入費用				
帰宅費用				
生命・身体的損害				
精神的損害	日常生活阻害慰謝料			
	日常生活阻害慰謝料(第五次追補第2の2)		2017年6月～2018年3月	1,000,000円
	増額事由(第五次追補第2の4)	①要介護		
		②身体又は精神の障害		
		③上記①又は②者の介護		
		④乳幼児の世話		
		⑤妊娠中		
		⑥重度または中等度の持病		
		⑦上記⑥の者の介護		
		⑧家族の別離、二重生活等		
		⑨避難所の移動回数多数		
		⑩その他		
	過酷避難状況による精神的損害(第五次追補第2の1)		①本件事故発生から6ヶ月間	300,000円 ①福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり 避難:30万円
	生活基盤喪失・変容による精神的損害(第五次追補第2の2)			
	生活基盤変容に準じる精神的損害(第五次追補第2の2)			
	健康不安に基礎を置く精神的損害(第五次追補第2の3)			
自主的避難等に係る損害(子供・妊婦)				
自主的避難等に係る損害(子供・妊婦以外)(第五次追補第3)				
就労不能損害				
営業損害				
検査費用(物)				
不動産の財物損害				
家財の財物損害				
その他				
		一部和解合計額	1,300,000円	

支払額	1,300,000円
-----	------------

原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成20年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成30年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する40万円の賠償が認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下3名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金439万3984円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年8月13日

(仲介委員 鈴木 修司)

別 紙

損害項目	期間	金額
生活費増加費用 (お墓参りにかかる交通費増加分)	H24. 11. 1～H29. 5. 31	93,984 円
財物損害 (飯館村の実家にかかる家財)	—	400,000 円
過酷避難状況による精神的損害 (中間指針第五次追補第 2 の 1) (申立人ら分)	H23. 3. 11～H23. 9. 10	900,000 円
日常生活阻害慰謝料 (中間指針第五次追補第 2 の 2) (申立人ら分)	H29. 6. 1～H30. 3. 31	3,000,000 円
損害額合計		4,393,984 円

以 上